

(答弁書第百十三号) 昭和二十二年十一月十八日配付

内閣參甲第一二五号

昭和二十二年十一月十四日

内閣總理大臣 片山

青

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出差益課稅等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 小川友三君提出差益課税等に関する質問に対する答弁書

一、價格差益は、御説のとおり、價格改訂時の製造業者及び販賣業者の手持商品について徵收することになつてゐる。この手持商品を旧價格で販賣したことを確認すればその部分については差益を徵收しない取扱いをしている。

なお、小賣業者が、差益納付義務者となるのは本年七月六日以降の價格改訂による分からであつて、現在調査中である。

二、ブローカー營業者の所得に對しては、現在所得稅が課稅されており、これより課稅所得を捕捉して十分課稅の充実徹底を期し得るのであるから、ブローカー等に對し特別課稅をなすことは現在のところ考慮していない。ただ一部のブローカー等が課稅洩れとなり、相当租稅負担を免かれている現状にあるから、これに対しても今後は調査の徹底に努め、脱稅者の調査摘発、処罰の強化、第三者通報制の活用、滞納処分の促進等により、いやしくもこれらの利得者等が課稅を免かれていることがないようになら

段と努力している。又今回の所得稅法の改正において、七万円を超える所得者に対する稅率を相当引き上げるとともに、罰則の規定を強化することとし、これらの利得者に対する課稅の充実を期した次第である。

なお、ブローカーに対する課稅による稅收金額の半額を勤労所得に対する所得稅の減額に充て、他の半額を治水治山等の事業に使用することは、現在の租稅の建前から見て適當でないと考える。

三、革靴につきましては國民生活の必需品でありますので政府に於きましては出来るだけ多量に生産致しまして廣く需要者に行きわたります様に万全の努力を致して居りますが、何と申しましても原料たる皮革が非常に窮屈であります、殊に終戰以來全然輸入がありませんので各方面に不便をおかけしている点は誠に遺憾に堪えません。

具体的に昭和二十二年度の生産計画を申し上げますと年間三百八十万足であります、皮革の需給状況の悪化によりまして實際の生産見透しは精々二百万足内外にとどまらざるを得ない実情にあります。

之を総人口数に對比致しますと三十七人に一足ということになります。この僅少の靴を警察、鐵道、逓信等の官吏に配給しますと、一般國民に配給すべきものは皆無となりますので、乏しきを成るべく齊しくわかつという精神によりまして、全部これを一般配給に振り向ける結果として、警察等の特殊部門に対する特別割当は目下の處これを行う余裕がない実情であつて時節柄官業の從業員と雖も一般國民と齊しく不便を忍んで貰はなければならぬと考えます。